

入札監理小委員会 第 7 3 0 回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第730回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和6年11月1日（火）15：45～16：27

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 実施要項（案）の審議

○現場技術業務（農林水産省、内閣府）、発注者支援業務（国土交通省）

3. 閉会

<出席者>

川澤主査、近藤副主査、辻副主査、浅羽専門委員、井熊専門委員、柏木専門委員、
加藤専門委員、工藤専門委員、宮崎専門委員、山本専門委員

（現場技術業務）

農林水産省 農村振興局整備部設計課施工企画調整室

飯島課長補佐

国土交通省 北海道開発局農業水産部農業設計課

大杉課長補佐

（事務局）

後藤事務局長、大上参事官、平井企画官

○川澤主査 それでは、ただいまから第730回入札監理小委員会を開催します。

初めに、現場技術業務の実施要項（案）について、農林水産省農林振興局整備部設計課施工企画調整室、飯島課長補佐から御説明をお願いしたいと思います。

○飯島課長補佐 ただいま御紹介いただきました農林水産省の飯島と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから、現場技術業務民間競争入札実施要項（案）につきまして、説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、資料については、資料A-3で業務の概要を説明させていただきまして、続きまして、資料A-2-1で、現場技術業務民間競争入札実施要項（案）について、説明させていただきます。

まず、資料A-3を御覧ください。A4サイズの横1枚ペーパーになっておりまして、上段が現場技術業務の業務内容になります。現場技術業務につきましては、農林水産省及び沖縄総合事務局における国営土地改良事業の事業執行におきまして、事業の促進、また公共事業の品質確保を目的といたしまして、工事の設計監督、また関係機関等との協議、事業実施に関する作業を行うものとなっております。

資料の中央に図がございますが、黒塗り白字の部分でございますが、事業所が行う業務があります。こちらが事業所が行う業務となっております。国職員自らが行う事業の進捗管理、予算管理、契約手続など以外の業務につきまして、民間事業者と連携して現場技術業務として実施しているということでございます。

このうち、監督支援型というのが茶色のボックス白字になりますが、工事の積算資料の作成、工事の施工管理、また各種協議資料の作成、事業実施に関する資料等の作成といった監督員の作業を補助するものとなっております。

それから、事業促進型というピンク色のボックス、白字になりますが、監督支援業務に加えまして、各種の調査・測量・設計業務を実施する上での調整とか、工事に関する調整、地元への説明、関係機関との協議・調整など、これまで通常、国の職員が行っている業務、特に、協議・調整に関する業務内容を発注者と民間事業者が連携して行うというものになっております。

なお、業務に関する最終判断、決定につきましては、発注者の権限ということとなっております。

資料の右側に3枚写真を載せておりますけども、これらが業務のイメージになります。

また、後ほど北海道開発局の担当のほうから説明がございますが、発注者支援業務が監督支援業務として、北海道開発局において実施されているということになっております。

以上が現場技術業務の概要でございます。

続きまして、資料A-2-1を御覧ください。こちらが現場技術業務民間競争入札実施要項（案）になっております。説明につきましては変更点を中心にさせていただきます。

まず、91分の4ページを御覧ください。1-1の対象公共サービスの詳細な内容、(2)業務内容に、情報共有システムの活用を追加しております。黄色のマーカーをしているところでございます。令和3年度に発出しました、工事及び業務における受発注者間の情報共有システムの活用について（令和3年9月7日付）でございますが、これに基づきまして、情報共有システムを活用することにより、受発注者間のコミュニケーションの円滑化による成果品の品質向上と事務負担の軽減を図ることができるものとなっております。

続きまして、91分の15ページを御覧ください。こちらは、2の実施期間に関する事項でございますが、令和7年度から実施する現場技術業務の実施期間として、2か年と3か年の複数年度契約を予定しているところでございます。件数としましては、2か年を17件、3か年を1件、計18件を予定しております。4か年以上の複数年度契約は実施の予定はございません。予定に基づき、記載を更新しているということでございます。

次に、91分の17ページを御覧ください。3-2の設計共同企業体に関する事項でございますが、昨年度まで事業促進型のみ設計共同体を認めることとしておりましたが、監督支援型についても設計共同体を認めて、新規事業者等が参入しやすいように要件を緩和しております。

続きまして、91分の20ページを御覧ください。3-5、配置予定の技術者の資格要件になりますが、配置可能な技術者の要件を変更して、配置可能な技術者要件を緩和しております。監督支援型の現場技術員（C）につきまして、技術士補（農業部門）の資格を追加しております。これまでは技術士のみの要件ということになっておりましたが、技術士補を追加して緩和しているということになってございます。

続きまして、91分の24ページ及び25ページを御覧ください。4番の入札に参加する者の募集に関する事項ということになりますが、地方農政局等が行う建設コンサルタント業務等の評価基準の見直しに伴いまして、過去の表彰実績を予定管理技術者の評価から、今回から企業の実績評価に見直しを行っております。なお、33、35、54、55、83、85のページも同様の内容の修正となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

ます。

同じく 9 1 分の 2 5 ページを御覧ください。上から 2 つ目のポツになります。4 番の入札に参加する者の募集に関する事項になりますが、他のコンサルタント等に再委託する場合の、再委託をしてはならない業務の主たる部分を明確化して記載しております。

続きまして、9 1 分の 3 5 ページを御覧ください。こちらは、設計及び関係機関等の調整に関する資料作成等について、業務発注担当部署と民間事業者とが協議の上、テレワークにより業務を実施することができるように変更しております。

続きまして、ページが少し飛びますが、9 1 分の 8 3 ページを御覧ください。技術提案書評価基準になりますが、企業評価の評価項目、専門技術力の災害協定等に基づく活動実績で、災害協定に基づかない活動実績を評価できるように、今回見直しを行っております。

現場技術業務民間競争入札実施要項（案）の説明は以上となりますが、引き続き、北海道開発局の担当のほうから、現場発注者支援業務について説明させていただきます。よろしくをお願いします。

○大杉課長補佐 国土交通省北海道開発局の大杉と申します。私のほうから発注者支援業務につきまして、資料に基づきまして説明させていただきます。

使う資料は農林水産省からの説明と同じ A-3 のほうで概要を、また入札実施要項の案につきましては A-2-2 になっておりますので、そちらで説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず、資料 A-3 を御覧いただきたいと思います。先ほど農林水産省の説明にありましたとおり、この下の部分が発注者支援業務に関わるところでございます。

発注者支援業務につきましては、北海道開発局における国営土地改良事業に関する工事実施の監督補助を行うことにより、当該工事の円滑な履行及び品質の確保を図るために行っているものでございます。

業務の内容としましては、ここの下にある①から⑥番ということで、工事監督の補助関係を行ってございます。

次に、A-2-2 に参ります。こちらが民間競争入札実施要項の案になってございます。こちらの変更点を中心に説明させていただきたいと思っております。

まず、5 8 分の 6 ページ目です。こちら、農林水産省のほうのものにもありましたが、情報共有システムについて記載してございます。このシステムにつきましては、打合せや履行状況の報告、スケジュール管理等につきまして、インターネット上のクラウドサービ

スを利用して電子的に交換、共有することを可能にするものになっておりまして、既にほかの工事や業務で導入が進められているものでございます。今回、この発注者支援業務につきましても、活用することによりまして、書類処理の遠隔化、迅速化、情報共有の迅速化、日程調整の効率化など、業務の生産性向上を図ることができるものと考えてございます。

次に、５８分の８ページでございます。実施期間に関するものでございます。ここの変更としましては、年度の切替えではございますが、北海道開発局では次年度は単年度契約のもののみ２１件を予定してございます。

続きまして、５８分の１３ページと１５ページになります。１３ページにつきましては予定管理技術者、１５ページについては予定担当技術者の資格要件について書いてございまして、どちらにつきましても、畑地かんがい技士、農業水利施設補修工事品質管理士につきまして追加してございます。こちらは、資格を追加することにより参加者の拡大につながることを狙った変更でございます。

続きまして、５８分の２５ページになります。こちら農林水産省のほうの改正でもございましたが、テレワークの一部業務に対して実施することを可能にするものでございます。これにより、労働条件を改善することで、不足している技術者確保の可能性を広げて、参加者の拡大につながることを狙って変更してございます。

その他、赤字の見え消しで記載されている箇所もございますが、年度表記の更新等をしてございます。

以上で発注者支援業務の説明を終わりたいと思います。

○川澤主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました当事業の実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員はお願いいたします。辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

農林水産省でいいますと、資料Ａ－２－１の９１分の４でございます。今回新しく加筆されました情報共有システムについてちょっと関心を持っておりましてお尋ねしたいのですが、すけれども、こちらは、紙の上では、令和３年９月７日付の通知が出ていて、その別紙に基づくこととするとされております。実際拝見してみたところ、この別紙にはいろいろ具体的に、このような要件を満たすようなシステムを使うようにと書いてあるのですが、これは、例えば具体的にどのようなシステムが念頭に置かれているのでしょうか。今、裁判

所ですと、マイクロソフトのT e a m sとかを使っているのですけれども、農林水産省は、例えばどのようなシステムを今考えていらっしゃるのでしょうか。

○飯島課長補佐 農水省、飯島です。御質問ありがとうございます。

情報共有システムにつきましては、もう数年前から農林水産省の工事あるいは業務で活用が進んでおりまして、インターネット上のクラウドサービスを利用したものでありまして、基本的にはどのような業者様でも利用できるものとなつてございます。

○辻副主査 ありがとうございます。これは国土交通省も同じという理解でよろしいでしょうか。

○大杉課長補佐 そのような理解で大丈夫です。複数の者がこういったサービスを今提供している状況でございまして、その中のどこかの者のものを使うというような形になってございます。

○辻副主査 分かりました。結構でございます。

○川澤主査 ありがとうございます。近藤委員、お願いいたします。

○近藤副主査 契約状況のところなのですが、この公サ法によるというふうになってから大分区分けが変わって、横並びでどうやってみたらいいのかというのは少し分からなかったのですが、1者入札がやっぱり問題だと思うのですけれども、1者というところがやっぱりアンケートにもあったように地方だと書いてあったと思うのです。その地方のところをどのようにしていくのかということに焦点を当てた場合、今回のこの変更点というのはそんなに変わっているようには思えないのですが、1者だったところに重点的に調査をして、どのような対応をするのか、どこかで検討されていけばいいなと思ったのです。そこは頂いた資料で分からなかったのですが、何かされていらっしゃるのでしょうか。

○飯島課長補佐 農林水産省、飯島です。御質問ありがとうございます。

地方のほう、地域というところ、委員御指摘のとおり、なかなか難しい部分があつて、今の対応としては情報共有システムとか、若い技術者さんを少しでも配置できるような見直しをさせていただいているんですけども、今後も、アンケートとかいろんなものを通じて、地域の事業者の声というか、どういったものでいうところは分析、検討していきたいと考えております。

○大杉課長補佐 国土交通省、大杉です。御質問ありがとうございます。御指摘ありがとうございます。

北海道開発局では、特に地方部というのが非常に多いという状態になってございます。

個別に聞き取りとかも行って、今実際入っているところに対してもどういう課題があるかというようなところも聞き取らせていただきました。

やはり生活環境を整えるのが難しいというところも多くありまして、地方部には大きな病院がないとか、そういったようなことで担当技術者をうまく配置できないとか、いろんなことがございました。やはり、北海道地域はそもそも技術者が全体的に不足しているということもあって、なかなか根本的な解決は難しいなというのが本音のところでございますが、少しでもそういった条件をよくするために今回テレワークの追加というものをしております。というのは、そういった地方部のところに派遣される技術者というのは単身赴任で行っているような方が多くいらっしゃる状況でございまして、そういった方でも一部飛び石のところでテレワークできれば、少し家族と過ごせる期間が長くなるとか、いろいろな工夫ができるかなというところで、少しでもそういったところの魅力を上げながら、技術者を確保できるところを目指して今回そういった工夫を検討させていただいたところでございます。

一義的にこれだけで解決できるというようなものではなかなかないとは思いますが、引き続き検討してまいりたいと思います。

○近藤副主査 ありがとうございます。できれば検討させていただく土台の資料として、1者だったのはどこの地域だったのかというのを出示していただいて、それに対してどういう対応をしたのかお示しいただきたい。総合的にテレワークというのは分かるのですが、本当にその対策が有効というのを検討させていただくような資料があると我々も検討しやすいのかなと思いますので、工夫いただければと思います。

○川澤主査 ありがとうございます。山本委員、お願いいたします。

○山本専門委員 ありがとうございます。山本でございます。

いずれの資料にも共通する点が、まず1つで、農林水産省の資料ですと、91分の4の詳細な業務の内容のところで、黄色でマーカーがついて新しく記された部分なのですが、なお、受注者とはいう、この最初の受注者は本業務の受注者だということがたしかパブリックコメントか何かの回答のところにも書いてあったのです。本業務の受注者ということは民間事業者ということになると思うんですけども、あえて、ここで受注者と書いている理由は何かありますか。少し読んだときに誰のことかなと一瞬首をかしげたところがありました。

そこがまず1つで、もう1つが、現場技術業務には2つの業務の柱があるということで

監督支援型と事業促進型とあるんですけれども、この農林水産省の資料でいうと91分の4と91分の5に最初に概要が書いてあります。この2つの業務の、端的に違いといいますか、書きぶりとして監督支援型のほうは補助的な作業にとどまるのだと書いてあって、事業促進型のほうは一体となって実施するのだと関わり方が濃淡をあえて変えて書いてあるのかなと思ったのですけれども、このようにあえて差異化しているのは土地改良法みたいな法律上の何か規定によるとか、そういう理由でしょうか。といいますのは、この2つの業務の違いというか、どういう性質で2種類あるのかの違いがひとつ分かりづらかったので、そういうふうに思いました。

○飯島課長補佐 農林水産省、飯島です。御質問ありがとうございます。

まず、1点目にいただきました91分の4ページなどの受注者という言い方です。これは農水省、恐らく国土交通省もそうだと思いますが、工事や業務の発注者、受注者という、民間事業者は受けるほうということで受注者という言い方をいろんな業務契約上、定義されておりまして、そこから持ってきているという状況です。

民間の事業者にはちょっとなじみがないかもしれませんが、公共事業、業務を受注するゼネコンや建設コンサルタントであると、分かっている表現かと考えております。

もう1点、現場技術業務の事業促進型と監督支援型という違いでございますが、土地改良法などの法令や、農林水産省の通達上の規定はないのですが、基本的には監督支援型というのは、工事の資料を作成したり、現場の確認作業をしたりということですが、事業促進型というのは、それに加えて、通常、職員がするような関係機関との協議や、例えば、河川に関連する工事は国土交通省と協議が必要、電柱移転であればNTTと協議が必要ですので、そういった資料を作成するだけではなくて、いろんな協議・調整も支援していただくもので、プラスアルファで一段高いレベルを支援いただくものが事業促進型と御理解いただければと思っております。

表現が難しいですが、以上です。

○山本専門委員 ありがとうございます。

この「受注者」のところは、もしよかったら「本業務の」というふうに追加することというのはできますか、「本業務の受注者」とします。というのは、同じページに、「発注者と民間事業者が連携し」と書いてあり、同じ主体なのに表現が違うのは少し分かりにくかったので、もう少し分かりやすくということでお願いします。あと、全体的に、これは私の経験不足もあるのですが、業務の内容が把握しづらかったところがあって、特に9

1分の4のページの（2）業務の内容のところで、「以下に掲げる内容を行う」の後に、文章が続いているのでやや分かりづらかったので、例えば、このなお書きの新しい部分を最後の12ページ辺りに別建てにするとか、少し強調する必要があるなら別の項目にするなど、もう少し工夫ができるのかなと思いました。

○飯島課長補佐 農林水産省、飯島です。ありがとうございます。

なお、「受注者は」のところは御指摘のとおり、「本業務の受注者は」と記載を変えさせていただきたいと思いますし、もう1点の、なお書きの部分を後ろに持ってくることは検討の上、事務局のほうと調整させていただきたいと思います。

○山本専門委員 ありがとうございます。

○大杉課長補佐 ありがとうございます。北海道開発局も同じように対応させていただきたいと思います。

○川澤主査 ありがとうございます。井熊委員、お願いいたします。

○井熊専門委員 井熊でございます。御説明ありがとうございます。

まず、資格のところもかなり広げて書いてあるんですが、例えば、技術士と、それから、あと実務経験1年とか、大学卒業後5年というのは随分立場としては違う資格だと思うのです。これは高い資格を出した人が総合評価で有利にならないようにしてほしいと思うのです。資格は満たしていればいいと。そうでないと、やはり有資格者を出すというような強制力が働いてしまうので、その分だけ民間の人員確保がしにくいというようになってしまうと思うのです。資格は、技術士から、多少の実務経験があればいいところもあるのだったら、誰を出しても同じだと、評価上。そのようにしないと、結局、資格の高い会社が落札するのだと思って、そういうのがないところはやはりできないということになってしまうので、そこはぜひそうしていただきたい。

あと、オンラインなどを入れることによって、実際現場に行く回数はどのくらい減るのでしょうか。

○飯島課長補佐 農林水産省、飯島でございます。御意見ありがとうございます。

資格要件の御質問につきましては、農林水産省のルール的な部分もありますので、御意見を参考にさせていただいて、検討していきたいと思いますし、オンラインを入れたときに現場に行く回数がどれくらい減るかについては、もともと、工事現場での立会いなどを減らすことは、現場に行かないといけない部分は出来ないですが、例えば、急遽の打合せなどはオンラインで、実際、来る回数というのは減らすことが可能と考えてございます。

○井熊専門委員 あと現場に行くので、資料A-3にありますように、現場で、こうやって黒板を持って立つような業務はなるべく減らしていったほうがいいと。今はオンラインで横に出せば、これを両方、現場と一致させるようなことは幾らでもできるので、現場に行かなければならない作業というのをどんどん減らして行って、それを民間から提案があれば受けるというのをぜひしてほしいなと思います。

○飯島課長補佐 ありがとうございます。

○大杉課長補佐 北海道開発局です。御意見ありがとうございます。

一応補足させていただきますと、今、管理技術者につきましては確かに資格要件によって点数の差をつけている状況なんですけど、担当技術者については資格要件による点数の差というのはない状況になっております。

いずれにしても、御指摘のとおり、今後、ちょっと全体のルールもありますので、検討させていただきたいと思います。

また、現場につきましては、本業務の中でも遠隔臨場も導入可能な形になってございます。ちょっと具体的な数が今まだ、現場によって違ったりもするので言いづらいんですけど、大体、年間、ざっと見てみたところ70回ぐらいは現場に行っているような状況なんですけど、単に検査だけであれば遠隔臨場でできるところもありますので、そういったところ、業者から提案があったところも含めまして、我々もより業務を効率的に行えるように努めてまいりたいと思います。

○井熊専門委員 ありがとうございます。

○川澤主査 ありがとうございます。柏木委員、お願いします。

○柏木専門委員 ありがとうございます。柏木です。御説明どうもありがとうございました。

私の質問が井熊委員と大分似ているのですけれども、全体業務の中でテレワークでできるものというのをどのぐらい見込んでいらっしゃるのか。内容によっても多少ばらつき出てくると思うのですが、今回の仕様変更でテレワークがどのぐらいの時間でできるのかというのを、もしシミュレーションしているようでしたら、御参考までに教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○飯島課長補佐 農林水産省、飯島です。御質問ありがとうございます。

テレワークにつきましては、協議・調整・工事の積算資料にかかる資料作成などに活用可能と考えておりますが、現時点では、この現場技術業務を活用する場所、事業所や事務

所が行っている工事によっても濃淡があつて、その辺はなかなか今時点でシミュレーションして把握することはできませんが、今後、令和7年度もやってみて、また調査してみるなど検討したいと考えております。

○柏木専門委員 ありがとうございます。もし、そういう結果が出たらまた教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○川澤主査 浅羽委員、お願いいたします。

○浅羽専門委員 御説明いただき、どうもありがとうございました。

頂きました資料のA-2-1の91分の87で、この91分の87やほかのページでもあるのですが、従来の実施状況に関して情報を開示していただいております。その中で、従来の実施に要した人員の欄のところで、求められる知識・経験等はこのとおりでいいと思うのですが、その後の実際に人員配置等が業務の遂行に必要な人員の合計であるというだけで、特に新規の事業者にとって、どれぐらい本当に仕事があるのかということがなかなかこれだと分かりづらいなという印象を持ちました。

いろいろと御議論を伺っていますと、例えば、先ほどの井熊委員の質問に対しまして、実際に臨場の件数とかいろいろとお答えされていて、それらを聞くと、あ、それぐらいなんだな、ただテレワーク等を入れると、これぐらいに変わるかもしれないんだなということが非常によく分かったのですが、この記載ですとなかなか新規の事業者がこれを見て、何なんだろうなというところで、具体像は浮かべづらいのかなと思いました。

ただ、この実施要項にそこまで書き込めるかということ、特にテレワークによって変わる可能性等を御指摘いただいているところですので、例えば説明会の際など、そうした今実際にこういう仕事でここにこれぐらいかかっている、ただし、場合によってこれは創意工夫で変えていただくこともとか、そういうようなことをしていただいたほうがいいのではないのかなという印象を持ちましたが、いかがでしょうか。

○飯島課長補佐 農林水産省、飯島です。御質問ありがとうございます。

御指摘のとおりだと思います、この月単位の人員配置状況ということではなかなか業務量がつかみづらいということもございますので、今御提案いただきました、実際契約前に現場説明を実施しますので、その際に業務内容について補足するなどの工夫を検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○大杉課長補佐 北海道開発局です。御提案ありがとうございます。

おっしゃるとおりだと思います。ぜひ、そういう場でうまくイメージを膨らませること

により、新規の参加者が希望するような状況をつくっていきたいと思います。ありがとうございます。

○川澤主査 ありがとうございます。

私のほうから、先ほどテレワークの話がございまして、私も重要な点だと思っています。それで、事業の実績のところではなかなか書きづらいというところも理解はしたのですが、例えば、全体というよりは特別にこの地域ではテレワークを使えたとか、もしくは使えなかったですとか、地区ごとの恐らく特徴もあると思いますので、その辺りを現場説明会に至る前に断念してしまう事業者の方を減らすという意味でも、なるべく実績のところ、次を書き込んでいけるような形でぜひ情報収集をしていただきたいと思います。それがまず1点、要望でございます。

もう1点なのですが、直近何年か1者応札が何件かございまして、同じ事業所の方が継続して1者で受注されていらっしゃるような状況なのか、もしくは別の事業者の方も含めた事業者は交代しているけれども1者という状況なのか、その点について教えていただけますでしょうか。

○飯島課長補佐 農林水産省、飯島です。1者応札について、同じ業者かどうか今すぐお答えしかねますので、確認の上、事務局を通じて回答したいと思います。

○大杉課長補佐 北海道開発局です。北海道開発局につきましては、基本的に同じところが1者応札になっているケースがほとんどになってございます。

○川澤主査 分かりました。ありがとうございます。

恐らく同じ業者の方が1者になっているケースと、違う事業者の方が交互で1者になっているようなケースと、やはり声がけですとか、より丁寧な説明の仕方というのは変わってくると思いますので、なるべく事業者の方が複数いらっしゃるようなところというのにも注力しつつ、1者のところはテレワークであるとか、いろんな細かい説明もしていく、少し色分けをして丁寧に答えをいただければありがたいなと思いました。

ありがとうございます。それでは、事務局から何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 事務局です。御議論いただきありがとうございました。

確認事項といたしましては、まず、実施要項に影響、変更を伴う御意見を頂戴したというところで、山本委員のほうから、実施要項（案）の4ページ目の本業務の追加、追記等、あとそれをどこに記載するかにつきましては、また事務局と実施機関のほうで検討させて

いただきまして、回答させていただきたいと考えております。

次に、近藤委員のほうから、1者応札の入札の地域の状況や、それに伴ってどのような対応したのかについては、確認できるように、こちらにつきましても実施機関と調整しながら、こちらについては評価に関わってくることでありますので、評価までにはどういう対応したのかということをお答えできるようにと考えております。

最後、川澤先生のほうから頂戴しました1者応札が同じ事業者かどうかにつきまして、農林水産省のほうにつきまして、どのような状況かというのはこちらも回答させていただきたいと考えております。

確認させていただきたい事項につきましては以上となります。

○川澤主査 ありがとうございます。それでは、本実施要項（案）につきましては、農林水産省におかれまして引き続き御検討いただき、本日の審議を踏まえ、実施要項について必要な修正を行い、事務局を通して各委員が確認した後に手続を進めるようお願いいたします。

なお、委員の皆様におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○大杉課長補佐 ありがとうございます。

○飯島課長補佐 ありがとうございます。

(農林水産省 退室)

(国土交通省 退室)

— 了 —